

広島県告示第五百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年六月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	ニチイケアセンタ―広居宅介護支援事業所	呉市広古新開一丁目九番一八号西原ビル一〇一	平成二十二年二月二十八日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	ニチイケアセンタ―呉中央居宅介護支援事業所	呉市朝日町一四番一〇号多くせるNAK A一階	平成二十二年二月二十八日
三原市長	三原市港町三丁目五番一号	三原市立くいき市民病院	三原市久井町江木五〇番地一	平成二十二年三月三十一日
三原市長	三原市港町三丁目五番一号	三原市立くいき市民病院「居宅介護支援事業所」	三原市久井町江木五〇番地一	平成二十二年三月三十一日
社会福祉法人三次市社会福祉協議会	三次市十日市東三丁目一四番一号	ケアプランセンタ―きみた	三次市君田町東入君七一八番地六	平成二十二年三月三十一日
社会福祉法人三次市社会福祉協議会	三次市十日市東三丁目一四番一号	ケアプランセンタ―みわ	三次市三和町敷名一四六〇番地二	平成二十二年三月三十一日
社会福祉法人三次市社会福祉協議会	三次市十日市東三丁目一四番一号	訪問入浴みよし	三次市三良坂町三良坂七三七番地一	平成二十二年三月三十一日
北広島町長	山県郡北広島町有田一三三四	北広島町雄鹿原診療所（歯科）	山県郡北広島町荒神原二〇〇番地	平成二十二年三月三十一日